

誓約書

給付奨学金

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の新しい給付奨学金（大学等における学生の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学費奨学金をいう。）を下記のとおり受給するに当たり、機構の規則等によって規定した事項を遵守し、「給付奨学金の申し込み」及び「誓約」に同意の意思表示をし、申請を撤回することを誓約します。また、給付奨学金として貸付された債、借入金、返済時の償還があり、その償還に同意する旨を記述して受給された奨学金（貸付奨学金）を受領しなければならない場合があること（同意）を承諾します。また、返済時の償還は返済状況に基づいて行われ、返済遅延の恐れにより、奨学金の返還が求められる場合があることも承諾して受領します。また、返済時の償還は返済状況に基づいて行われ、返済遅延の恐れにより、奨学金の返還が求められる場合があることも承諾し、同意します。

令和 2 年 4 月 1 日

奨学生本人の署名・押印

それぞれ本人が署名（同一筆跡は不可）

奨学生本人	奨学生番号	5	2	0	0	4	9	9	9	9	9
	在学学校	日本学生支援大学									
	学籍番号	J12345									
	住所	〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7									
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	090-0000-0000							
	氏名	給付 太郎		刀切ナキコウヲヲ							
	署名										
		平成 13 年 11 月 11 日生									
給付の条件 (予定)	給付の納期 (予定)	2024 年 3 月分		支援区分	第1区分						
【添付書類】	奨学生本人の「住民票」(市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可)										

印はそれぞれ見た目の違う物を使用（同一印は不可）

親権者または未成年後見人が署名・押印

親権者(1) または 未成年後見人	住所	〒226-8504 神奈川県横浜市 1-1-92									
	電話番号	045-999-9999	携帯電話番号	090-0000-9999							
	氏名	給付 一郎		刀切ナキコウヲイフク							
	署名										
	続柄	父									
親権者(2)	住所	〒226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92									
	電話番号	045-999-9999	携帯電話番号	090-9999-0000							
	氏名	給付 花子		刀切ナキコウヲハナコ							
	署名										
	続柄	母									

- ※1 各欄の署名・印字内容を修正する場合は、二重線で消滅し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、余白に正しい内容を記入してください。
- ※2 ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金受給条件検証、奨学金返還管理（返済状況を含む。）のために利用されます。ご署名を含む。が、学校、金融機関及び人。また、行政機関及び公益法人等においてあなたの情報が提供されます。

【訂正方法】
誤った部分すべてを二重線で消して各自の印（押印欄と同じ印）を押し、当該欄内に再度正しい情報を記入 **しおりP14・15参照**



給付奨学生の今後の流れについて

「誓約書」の提出

採用時のみ

◎記入例を参考に記入・押印（しおりP12）

6月19日消印有効

※貸与型奨学金も受けている方は、返還誓約書とそれに付随する書類も併せて提出する

現況届の入力

※1回生は入力必要なし

6月19日締切

2回生以上は「現況届の提出について」のプリントを確認して期限までに入力。

在籍報告 しおりP24

※採用初年度は7月と10月のみ。

◎4月 インターネットにより愛媛大学に在籍していることの報告

◎7月 インターネットにより愛媛大学に在籍していることの報告

◎10月 インターネットにより愛媛大学に在籍していることの報告

※在籍報告は、年3回あります。

※事前にスカラネットパーソナルに登録すること

継続願・適格認定 しおりP28

卒業年を除き毎年1回

◎12月～1月 インターネットにより次年度の「給付型奨学金継続願」の提出

※貸与型奨学金も受けている方は、そちらも提出すること

**【重要】貸与型と給付型の適格認定の基準は異なります。
十分ご注意ください。**

支援区分の見直し

◎毎年10月 日本学生支援機構があなたの提出したマイナンバーを利用して所得状況を確認。確認の結果、支給停止や給付額が変わることがあります。

資産に関する確認

◎毎年4月 資産に関する申告を求め、基準に該当していない場合は当年度10月から1年間支給を停止します。

※詳細については、愛媛大学のHPでお知らせしますので、こまめに確認するようにしてください。

※その他「留学」「休学」等の異動や「通学形態の変更」等ありましたら、図書館1F学生生活支援課までお問い合わせください。

TEL : 089-927-9168

MAIL : syougaku@stu.ehime-u.ac.jp